

昭和三十一年建設省令第十七号

施工技術検定規則

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七條の三第三項、第二十七條の四、第二十七條の十第三項及び第二十七條の十一の規定に基づき、施工技術検定規則を次のように定める。

(技術検定の検定種別)

第一条 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四條第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。

- 一 第一種 ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
 - 二 第二種 パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエルその他これらに類する建設機械による施工
 - 三 第三種 モーター・グレーダーによる施工
 - 四 第四種 ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
 - 五 第五種 アスファルト・プラント、アスファルト・デスクリピーター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上げ機その他これらに類する建設機械による施工
 - 六 第六種 くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工
- 2 令第三十四條第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。
- 3 令第三十四條第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。
- (技術検定の科目及び基準)
- 第二条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第一に定めるとおりとし、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第二に定めるとおりとする。
- 2 建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第三において検定種目及び検定種別ごとに定めるものとし、建築施工管理に係る二級の第二次検定の科目は、別

表第二に定める科目のうち別表第四において検定種別ごとに定めるものとする。

(検定の公表)

第三条 技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に關し必要な事項は、国土交通大臣があらかじめインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

(第一次検定の受検資格)

第四条 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十九歳以上の者とする。

2 二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し五年以上実務の経験を有する者
- 二 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し国土交通大臣の定める実務の経験(第五号において「特定実務経験」という。)一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者
- 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特例監理技術者(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十六條第四項に規定する特例監理技術者をいう。)の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者
- 四 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し五年以上実務の経験を有する者
- 五 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者は、次の各号に掲げる検定種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者
 - イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に関し二年以上実務の経験を有する者
 - ロ 建設機械施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 二 土木施工管理 次のいずれかに該当する者
 - イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に関し三年以上実務の経験を有する者
 - ロ 土木施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 三 建築施工管理 次のいずれかに該当する者
 - イ 建築施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に関し三年以上実務の経験を有する者
 - ロ 建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に関し一年以上以上実務の経験を有する者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 四 電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者
 - イ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し三年以上実務の経験を有する者

(受検欠格)

第六条 国土交通大臣が、検定種目(建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定並びに建築施工管理に係る二級の第二次検定)にあつては、検定種別。以下この条において同じ。)ごとに、当該検定種目に係る建設工事に従事するのに障害となると認め指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前二條の規定にかかわらず、当該検定種目に係る技術検定を受けることができない。

(第一次検定の受検申請)

第七条 第一次検定(指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に關する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 国土交通大臣が前條の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面
- 二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真
- 2 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に關する事務を行う第一次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に關する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第三項及び第十五條第三項において同じ。)のうち住民票コード(同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。)次条第三項及び第十五條第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十條の九の規定によるその提供を

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六三年六月六日建設省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年六月一八日建設省令第二七号) 抄

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二〇日建設省令第四一号) 抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年八月五日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年六月一七日国土交通省令第六八号)

1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第一条、第二条及び第四条の規定は、平成十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年二月一日国土交通省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年七月七日国土交通省令第五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中施工技術検定期則第四条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定期則別記様式第六号による合格証明書は、改正後の施工技術検定期則(以下「新規規

則」という。)別記様式第六号による合格証明書とみなす。

3 この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新規規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。
附則様式(イ)
附則第3項関係



附則様式(ロ)
附則第3項関係



附 則 (平成二七年一月九日国土交通省令第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。
(施工技術検定期則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の施工技術検定期則第四条第二項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。
附 則 (平成二八年一月二二日国土交通省令第三号)

この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二九年一月一〇日国土交通省令第六七号)

1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十年

度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。
附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年八月二八日国土交通省令第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和二年八月三一日国土交通省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

2 第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。

4 この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、新施工技術検定規則様式第六号による合格証明書とみなす。

5 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令

第四十五号）の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）
（附則第二条第五項関係）



附則様式（ロ）
（附則第二条第五項関係）



附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二四日国土交通省令第九九号）

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和四年二月二八日国土交通省令第七〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附則（令和五年五月二二日国土交通省令第四三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第六項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第十一号、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十六第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 附則第四条の規定 令和六年一月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号

による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定期則（以下「第二条改正後施工技術検定期則」という。）様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から第二条改正後施工技術検定期則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定期則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定期則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）（附則第3条関係）

附則様式（イ）（附則第3条関係）

1級技術検定（第一次検定）合格証明書		番 号
氏 名		写真
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく	に関する1級の第一次検定に合格した	
ことを証し、1級	技士と称することを認める。	
年 月 日		
国土交通大臣		印

附則様式（ロ）（附則第3条関係）

附則様式（ロ）（附則第3条関係）

1級技術検定（第二次検定）合格証明書		番 号
氏 名		写真
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく	に関する1級の第二次検定に合格した	
ことを証し、1級	技士と称することを認める。	
年 月 日		
国土交通大臣		印

附則様式（ハ）（附則第3条関係）

別様式4 (附則第3条関係)

番 号

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

氏 名 _____

年 月 日生 _____

写真

建設業法の規定に基づく _____ に関する2級の第一次検定に合格した
ことを証し、2級 _____ 技士と称することを認める。

年 月 日 _____

国土交通大臣 印

附則様式(三) (附則第3条関係)

別様式5 (附則第3条関係)

番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏 名 _____

年 月 日生 _____

写真

建設業法の規定に基づく _____ に関する2級の第二次検定に合格した
ことを証し、2級 _____ 技士と称することを認める。

年 月 日 _____

国土交通大臣 印

(準備行為)

第四条 第一次検定又は第二次検定(いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第七条第一項又は第八条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第十条第一項の規定の例により、第二条改正後施工技術検定規則第四条から第六条までに定める受検資格があると認められた者に受検票の交付をするものとする。

別表第一(第二条関係)

建設機械施工管理		検定科目	検定基準
種別	区分	検定科目	検定基準
土木工学	第一次検定	建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建設機械	第一次検定	建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。
建設機械	第二次検定	建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
建設機械	第二次検定	建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。	3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
石油燃料	第一次検定	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
潤滑剤	第一次検定	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。

建設機械	建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。	建設機械	1 建設技術者補佐（法第二十六條第三項ただし書に規定する監督技術者の行うべき法第二十六條の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 建設技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 建設技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 建設技術者補佐として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。	施工管理	1 建設技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 建設技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	法規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	第二欄
------	--	------	--	------	--	----	---	-----

建設機械	1 ショベル・スクレーパー建設その他これらに類する建設機械をいう。（以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	建設機械	1 モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2 ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	モーター・グレーダー	1 モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 2 モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	縮め固め建設機械（ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 縮め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 縮め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	舗装用建設機械（アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アス
------	--	------	--	------------	---	--	---

建設機械	1 基礎工事用建設機械（くい工事打機、くい抜機、大口径掘削機）をいう。以下同じ。）の操作を正確に行う能力を有すること。 2 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。	建設機械	1 建設技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 建設技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 建設技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4 建設技術者として、建設機械の統一かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。	施工管理	1 建設技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 建設技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実
------	---	------	---	------	---

建設機械	1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	建設機械	1 建設技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 建設技術者補佐として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	土木一式工事	1 建設技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 2 建設技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができ、応用能力を有すること。 3 建設技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することが、又は施工計画を有すること。	土木工学	1 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。
------	--	------	--	--------	---	------	--

様式第4号〔規則第9条第1項〕

様式第4号〔規則第9条第1項〕

技術検定一部免除申請書

申請番号

建設業法第27条に定める技術検定の一部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣 殿 年 月 日
ふりがな
氏名

生年月日	年 月 日	生 籍	
年 齢	年 月 日	職 住 所	
※免除番号	受検種目(検定種別)		
免除を受けようとする受検区分	一級・二級 / 第一次検定・第二次検定		
免除を受けようとする受検科目			
検定の免除を受ける資格に該当関係のある学歴、試験、検定、免許	名 称	学校等を卒業した年月日、試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	

記載方法

- この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
- 空白のある欄には記載しないこと。
- 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。
- 数字は算用数字を用いること。

様式第5号(イ)〔規則第10条〕

様式第5号(イ)〔規則第10条〕

1級自衛隊検定受検書

姓 名			
氏 名	受検区分		
受検種目(種別)	受検番号		
試験種目	受検番号		
氏 名			
職 住 所			

様式第5号(ロ)〔規則第10条〕

様式第5号(ロ)〔規則第10条〕

2級自衛隊検定受検書

姓 名			
氏 名	受検区分		
受検種目(種別)	受検番号		
試験種目	受検番号		
氏 名			
職 住 所			

様式第5号の2〔規則第13条〕

様式第5号の2〔規則第13条〕

技術検定合格証明書交付申請書

1級の 第一次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
 2級の 第二次検定

地方整備局長 殿 年 月 日
 北海道開発局長 氏 名 _____

本 籍			
現 住 所	郵便番号()	電話番号()	()
生 年 月 日	年 月 日	生	
技術検定の受検種目(種別)			

記載方法

- 合格証明書の交付を受けようとする種及び受検区分を○で囲むこと。
- 数字は算用数字を用いること。

様式第6号(イ)〔規則第14条〕

様式第6号(イ) (規則第14条)

1級技術検定(第一次検定)合格証明書		番 号
氏 名	姓 名	写真
年 月 日 生		
検定業務の規程に基づき、 <input type="checkbox"/> に際する1級の第一次検定に合格したことを証し、 1級 技術職()と称することを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第6号(ロ)〔規則第14条〕

様式第6号(ロ) (規則第14条)

1級技術検定(第二次検定)合格証明書		番 号
氏 名	姓 名	写真
年 月 日 生		
検定業務の規程に基づき、 <input type="checkbox"/> に際する1級の第二次検定に合格したことを証し、 1級 技術職()と称することを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第6号(ハ)〔規則第14条〕

様式第6号(ハ) (規則第14条)

2級技術検定(第一次検定)合格証明書		番 号
氏 名	姓 名	写真
年 月 日 生		
検定業務の規程に基づき、 <input type="checkbox"/> に際する2級の第一次検定()に合格したことを証し、2級 技術職()と称することを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第6号(ニ)〔規則第14条〕

様式第6号(ニ) (規則第14条)

2級技術検定(第二次検定)合格証明書		番 号
氏 名	姓 名	写真
年 月 日 生		
検定業務の規程に基づき、 <input type="checkbox"/> に際する2級の第二次検定()に合格したことを証し、2級 技術職()と称することを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

